

# 補助対象施設の転用等について 更なる弾力化が図られる！ 平成20年度内に、各府省の承認 基準が整備されます！

## ポイント

- 1) 10年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求められません。
- 2) 10年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合、1)と同様の扱いに。

注1) 有償の譲渡・貸付の場合は、国庫納付を求められることがあります。

注2) 第3セクターなど地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、趣旨を踏まえ、適切に対処することとなっています。

→なお、詳しい承認基準等は、当該施設を所管する各省庁の通知等でご確認ください。

(参考):各府省の問い合わせ先

内閣府 大臣官房会計課(予算執行係)	03-5253-2111(内線82310) 03-3581-0945(直)	農林水産省 大臣官房経理課	03-3591-9777
総務省 大臣官房会計課	03-5253-5124	経済産業省 大臣官房会計課	03-3501-1614
文部科学省 大臣官房会計課	03-6734-2993	国土交通省 大臣官房会計課	03-5253-8111 (内線21664)
厚生労働省 大臣官房会計課	(承認基準の内容)厚労省HP→ ピックス一覧→会計課 03-3595-2084	防衛省 地方協力局	03-3268-3111 (内線36329、36331)

※なお、個別事案に関する御相談は、各府省の補助金の交付申請手続き等を行った部署までお願い致します。

<本件担当> 内閣府規制改革推進室(03-5501-2826、2830)

**従来の問題点**

①財産処分の承認の際に、国庫納付を求められたり、転用・譲渡などの用途・相手先に制限があった。

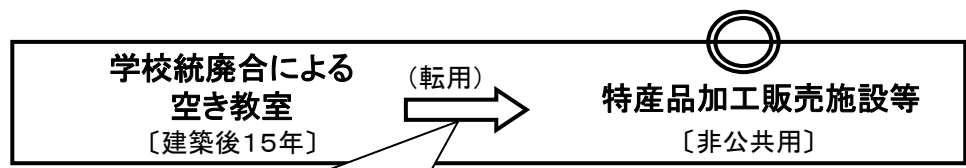
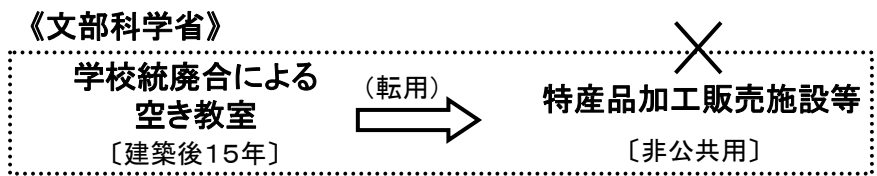
②各府省の承認基準や手続にばらつきがあった。

**弾力化の効果**

①既存施設の有効活用がしやすくなり、地域活性化に寄与。

②承認基準の明確化・手続の簡素化（包括承認制度を導入）

(例)



・観光振興による地域づくり  
・若年層の流出等による農林水産業をはじめとした担い手不足  
⇒行政需要の変化にかんがみ、国庫納付(返還)不要で転用可。

＜補助金等適正化中央連絡会議＞補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を、財産処分(補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。)する場合の補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度(包括承認制)を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求め、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 二 概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。